店頭商品デリバティブ取引約款　新旧対照表

改定箇所は下線

新	旧
第 5 条（取引の仕組み） 1.本取引は、お客様が当社に証拠金を預託し、その証拠金を担保として行う店頭商品デリバティブ取引をいいます。本取引は、当社がお客様の相手方となって取引を成立させる相対取引となります。 2.本取引は、インターネットまたはモバイル(Android OS 端末、iPhone/iPad)上で当社が提供する店頭商品デリバティブ取引システム(以下「取引システム」といいます。)及び当社への電話でのみ行われるものとします。また、本取引システムの改変及び本取引システムのリコンパイルは一切禁じます。	第 5 条（取引の仕組み） 1.本取引は、お客様が当社に証拠金を預託し、その証拠金を担保として行う店頭商品デリバティブ取引をいいます。本取引は、当社がお客様の相手方となって取引を成立させる相対取引となります。 2.本取引は、インターネットまたはモバイル(Android OS 端末、iPhone/iPad)上で当社が提供する店頭商品デリバティブ取引システム(以下「取引システム」といいます。)でのみ行われるものとします。また、本取引システムの改変及び本取引システムのリコンパイルは一切禁じます。
第 7 条（口座の開設） (略) （12）その他当社が定める要件を満たすこと。	第 7 条（口座の開設） (略) （新設）
第 11 条（注文の受付） お客様が当社と行う本取引の注文、注文の訂正、注文の取消等は取引システムを通じて行う方法又は電話による方法とします。その他の手段による注文及びその訂正・取消は、本取引システムの障害時も含め原則出来ません。 (略)	第 11 条（注文の受付） お客様が当社と行う本取引の注文、注文の訂正、注文の取消等は取引システムを通じて行うものとします。電話、ファックス、電子メールその他の手段による注文及びその訂正・取消は、本取引システムの障害時も含め原則出来ません。 (略)
第 12 条（注文の受付） 当社は、前条によりお客様から受け付けた注文につき、その内容に従い取引を成立させるものとします。但し、お客様が本取引システムを使用して当社に指図した注文及び電話により当社に指図した注文が、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当社は当該注文の執行を行わないことができるものとします。	第 12 条（注文の受付） 当社は、前条によりお客様から受け付けた注文につき、その内容に従い取引を成立させるものとします。但し、お客様が本取引システムを使用して当社に指図した注文及び電話により当社に指図した注文が、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当社は当該注文の執行を行わないことができるものとします。